

淀川水系流域委員会運営会議 御中

平成19年9月2日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦

以下の事に関し改善を求め、問題提起をしますのでご検討願います。

1) 傍聴者発言への干渉を止め、最後までしっかり聞き取って貰いたい。

第58回委員会の傍聴者発言に対し、委員長の干渉があったのは私の「基本高水の選定に於ける確率計算上の誤り」に関する発言についてでありました。発言半ばにて『それは、小委員会に対する意見でしょう。』とか、『今日は「水系の現状」について遣っているので、後日適当な時（治水のこと？）に回して貰えたら！・・・』とか、『後の発言者も多いので・・・』とか、正当な理由に当たらない理由を述べ、発言の腰を折り、事実上妨害したのであります。

淀川水系流域委員会の規約第8条

8. 委員長又は部会長は、一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。
9. 委員会は、積極的に関係住民の意見を聴取することを原則とする。

上記の規約を持ち出すまでも無い、これまでの委員会の慣行としても「傍聴者の自由な発言」が保障されて来ました。個人情報暴露や個人への中傷攻撃などは制止されるべきではありますが、私の内容はマトモな学問的見地からでした。

私達、遠くから必死の思いでやって来たものが多いのです。この傍聴者発言を逃すと先は保障されません。「適当な時が確実にあるのか!?!」「その時に確実に来れるのか!?!」一期一会の思いで生きているのです。今日の課題に制限されては無理です。「課題は全て複合し、全ての審議内容に連続している!!!」のです。「分断的運営」を執らないで頂きたい。

傍聴者発言に対する委員会の態度は以下のものであって頂きたい。

「積極的により多くの傍聴者の発言が得られるように呼びかけをする。発言の最後まで素直に良く聞き取る。発言内容を良く理解出来るよう努力する。」

2) 傍聴者発言への反論について

佐川さんの発言に対して、その場で委員長が反論しました。これは委員長の「越権行為」であります。委員長意見については何も他の委員たちから同意・委任を受けていず、また傍聴者発言時間への圧迫に繋がってきます。これは他で機会を設け、再反論・再々反論ができる「会議」とならねばならないでしょう。